

## WTO 加盟とドイモイ農政の新展開 ——グローバルゼーションと社会主義ベトナム——

岡江 恭史

キーワード

ベトナム, 移行経済, 農業政策, 条件不利地域, 少数民族

### はじめに

1995年1月1日にWTO（世界貿易機関）が発足すると、ベトナム社会主義共和国は早速同月12日に加盟申請を行った。その後、あしかけ12年間に及ぶ交渉の結果、2006年11月7日にWTO一般理事会はベトナムの加盟を決定し、その後ベトナムは国会の批准を経て2007年1月11日に正式加盟した。

WTOは東西冷戦時代に主に西側資本主義国間における貿易自由化促進のために機能してきたGATT（関税および貿易に関する一般協定）<sup>(1)</sup>を継承して設立された。設立の経緯からわかるようにWTOは先進国主導の貿易自由化を一層促進するための国際機関である。そのため新自由主義的グローバルゼーションへの批判者として知られるスーザン・ジョージ（Susan George）は、WTOは公共サービスを弱体化し、小規模農業者を破滅させ、不利な条件におかれている国々を一層不利にし、労働者の賃金や労働基準を低下させると批判している [ジョージ 2002: 10]。ではなぜ小規模農業者を多くかかえる発展途上国ベトナムは、長い時間と本稿で詳述するような大幅な譲歩をしてまでWTOに加盟したのだろうか。またベトナムはその国名にもなっている社会主義の理念はもはや完全に放棄したのであろうか。

この疑問に答えるために本稿では、WTO加盟に至るまでのベトナムの諸政策を農業部門を中心に分析する。本稿の構成は以下の通りである。まず第I節では、ベトナムにおけるドイモイ政策の展開とそれが抱える問題点を先行研究のレビューを通して明らかにし、またその路線に沿ってベトナムがどのような農政改革を自主的に行って

きたのかをまとめる。第II節では、WTO加盟交渉の中でどのような制度改変を強いられてきたのかを、当時の農業を巡る国際交渉の事情も交えて整理する。そして最後に本稿をまとめる。

## I ベトナムにおけるドイモイ政策の展開と農政改革

### 1 ドイモイ政策の展開とその特徴

ベトナム社会主義共和国における重工業中心の旧ソ連型開発モデル<sup>(2)</sup>からの転換は、1982年のベトナム共産党第5回大会から始まった。フランスおよびアメリカ「帝国主義」から祖国を「解放」したことを統治の正統性としているベトナム共産党にとって、資本主義への転向と批判されうる市場経済の導入には理論武装が必要であった。当大会では、封建社会・植民地主義から解放されたばかりのベトナムは「農業的・小規模生産の社会」であり、資本主義を経過せず直接に社会主義社会を建設すべきだが、そこに至るまでには長期の「過渡期」が存在し、その前期においては食料品・消費財・輸出品の増加を目的とする発展戦略を取るのが適切である、と主張された。消費財の一部と輸出品の大部分の原材料は農産品であり、そのために農業の発展を最重要課題としたのである。この戦略は経済の窮状を打開するための一時的なものであったが、86年の第6回党大会ではこれが正式に継続され、さらに外国直接投資の積極的導入が主張された。これがいわゆるドイモイ (Đổi Mới) 政策と呼ばれる今日までの市場経済化路線を決定づけた。続く第7回党大会 (91年) ではさらにドイモイ路線を推し進め、私有制を含む多様な所有形態が積極的に認められるようになった [トラン 2003 : 249-251]。

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革——農業の脱集団化、価格の自由化、民間経済部門の促進、貿易および投資の自由化、為替レートの本一化、等——によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを、移行経済<sup>(3)</sup>の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告 [World Bank 1996: 21] が出されたのが96年である。だが市場経済化の進行とともに貧富の格差が拡大するのは避けられず、上記報告書が出されたまさにその年に開かれた第8回党大会では、社会的公正の即時実現が主張された。当大会で採択された「1996～2000年の経済開発戦略」に関して竹内郁雄は、(1)さらなる高度成長への志向、(2)雇用促進と各地域の均等開発 (特に後進農山村・地域への社会政策の強化) という2つの特徴が現れていると指摘している [竹内 1997 : 2]。竹内の指摘する(1)とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開

表1 ドイモイの2つの柱とベトナムの農政改革

共産党大会および重要な事件	ドイモイの2つの柱	
	(1) 市場経済化と対外開放 (事実上の資本主義化)	(2) 社会的公正の実現 (理念としての社会主義)
1982 第5回党大会（農業重視。市場経済導入）	1981 党中央書記局第100号指示（各農家世帯を生産単位として公認）	
1986 第6回党大会（外資導入推進。ドイモイ路線確定）	1988 党政治局第10号議決（集団農業体制解体）	
1991 第7回党大会（私有制を積極的に認める）	1993 土地法改正（実質的な農地私有制）	1993 価格安定基金設立
1995 WTO設立。ベトナム加盟申請		1995 貧民銀行設立（貧困世帯向け低利融資）
1996 第8回党大会（社会的公正の実現を明記）	1996 合作社法制定（合作社を市場経済下の協同組合に）	1998 プログラム135号（条件不利地域への援助）
	2000 政府議決第9号（海外向けに農産品の高品質化促進）	1999 開発支援基金設立（同上）
2001 第9回党大会（少数民族出身の書記長選出。WTO加盟を目標。社会政策の拡充）。中国のWTO加盟	2003 土地法改正（農地集積と民間農場の奨励）	2002 社会政策銀行設立
2006 第10回党大会。ベトナムのWTO加盟決定		2003 農地使用税撤廃

出典 筆者作成。

注：ベトナムの各農業政策の(1)(2)の分類はどちらの要素が強いかによる便宜的なものであり、実際には各政策のいずれも(1)(2)双方の要素が含まれている。例えば1996年の合作社法は脱集団化の完成という視点で見れば(1)の面が濃厚であるが、反面市場経済下において農民の価格交渉力を付けるという点では(2)の要素もある。また95年設立の貧民銀行も、その融資対象者はあくまで「労働力と生産活動を行う能力がありながら資金が不足している」農家であり、市場経済下における農業経営体育成という面で見れば(1)の要素も存在する。

放（事実上の資本主義化）であり、(2)は社会的公正の実現（理念としての社会主義）であると言い換えることもできよう。

## 2 WTO 加盟に至るまでの自主的な農政改革

とりわけ農業部門は上記の(1)と(2)の間の矛盾を最も集中的に受ける部門である。まず第一に農業は工業とは異なり生産する地域の条件に大きく左右されるが、ベトナムではその地域間の差異がきわめて大きい。ベトナム人の主食であるコメはほとんど北部の紅河デルタと南部のメコンデルタで生産されているが、前者が紀元前からの開拓によってアジア最大級の人口密度を保ちつつ自給的な農業生産と強固な共同体を発展させてきた [桜井 1995: 1-2] 上に、独立後も集団農業生産体制下にあった。これに対し、後者は新開地で共同体性が希薄な農村社会であり、特にフランス植民地体制下の19世紀末から20世紀初頭にかけて輸出米の生産地として発展を遂げ [高田 2009: 22-23]、独立後も資本主義体制下にあった。さらに両デルタ以外のベトナムの各地域（特に少数民族の住む山岳地域）では、食糧は慢性的に不足の状態にある [石田 1999: 36-37]。第二次世界大戦以来共産主義者を中心に抗仏運動を続けたベトミン（ベトナム独立同盟）の最も重要な根拠地であった越北地方（中越国境地帯）、フランスによる植民地支配の終焉を決定づけたディエンビエンフー（Điện Biên Phủ）の戦い（1954年）が行われた西北地方（ベトナム北部とラオスの国境地帯）、南ベトナム制圧を開始した75年の大攻勢の起点となったバンメトート（Buôn Ma Thuột）を含む中部高原など、ベトナム人共産主義者の勢力拡大を決定づけた事件が、いずれもベトナムの多数民族であるキン（Kinh）族以外の少数民族地域で行われた事実 [古田 1991: 10] からわかるように、ベトナム社会主義共和国の国民統合にとって少数民族問題はきわめて重要である(4)。90年代初頭のキン族の貧困率が48.3%であるのに対して、主に越北地方に住むタイ（Tày）族が65.9%、ヌン（Nùng）族が69.8%、主に西北地域に住むターイ（Thái）族が67.1%、両地域にかけて住むモン（H'mông）族が100.0% [World Bank 1995: 145] と民族間の格差も市場経済導入後わずか10年ほどで顕在化してきた。そのため96年の第8回党大会では、「山岳地域・少数民族同胞地域の経済社会開発プログラム」が重要な開発プログラムとして掲げられた [竹内 1997: 14]。

第二に、主食であるコメが同時に重要な輸出産品でもあるというジレンマである。コメの国内価格は国際価格と密接にリンクしており、さらにエンゲル係数が高いベトナムでは物価全体にも大きな影響を与える。最近でも2007年から08年にかけての国際

米価高騰時には、国内米価とともに消費者物価指数も大きな上昇を示し、国内の社会的混乱を鎮めるために重要な外貨獲得源であるコメの輸出を停止せざるをえない状態に陥った [岡江 2009: 69-71]。

以上のような事情のため、ベトナムの政策転換において農業は重要な位置を占め、上記(1)と(2)を両立させるように慎重に進められてきた (表1参照)。重工業中心から農業重視への転換を決めたベトナム共産党第5回大会の前年(1981年)には、各農家世帯を生産単位として公認する党中央書記局第100号指示が出され、すでに実質的な脱集団化は始まっていた。この改革は農家の意欲を刺激したが、農業合作社による集団生産管理が依然として残り、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか20%であった。さらに88年の党政治局第10号議決では、農家は税金と合作社基金(組合費)を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが40%と倍増し、翌年からはコメの輸出に転じた。93年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた [Nguyễn Sinh Cúc 1995: 30-46]。

ここまでは上記(1)の方針に基づくものであり、これによって農業生産の量的拡大をもたらし、前述のような順調な経済発展に貢献した。だが経済発展に伴う弊害への対策が主張されるようになった第8回党大会(96年)の前後の時期からは、(1)に加えて(2)に基づく社会的公正をもとめる政策も目立ち始めてきた。例えば、93年には価格安定基金 (Quỹ Bình ổn Giá) が設立された。95年には政府(労働・傷病兵・社会省<Bộ Lao động-Thương binh và Xã hội>)が中心)が作成する貧困ラインに該当する世帯への低利・無担保融資を手がける貧民銀行 (Ngân hàng Phục vụ Người nghèo) が設立された [Okoe 2009: 6-7]。これに加えて、少数民族・山岳地域委員会 (Ủy ban Dân tộc và Miền núi, 省と同格の政府組織) を主管とする新たな貧困対策プログラムが98年7月31日付け首相決定第135号 (135/1998/QĐ-TTg) によって始められた。このいわゆるプログラム135号は対策を要する地域を行政村レベルまで指定(その多くが山岳少数民族地域)し、当該地区における土地無し農民に未開墾地を優先的に分配したり国有地に優先的に契約できる権利を与えるなど、より直接的な支援を行うことになっている。さらに99年には重要な経済プロジェクトおよび条件不利地域の開発において優遇金利貸付・利子補給・債務保証の3業務を行う開発支援基金 (Quỹ Hỗ trợ Phát triển) が設立された。

これに対して(1)の方針に基づくものとして、96年には合作社法が制定され、合作社

はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合へとその法的位置づけが根本的に転換した。農民の実際の要求や市場の需要に応じたサービスに特化した新たな合作社が同法制定以降設立されている。それらは非常に活動的であり利潤追求の面でも効率的であるが、反面旧来の合作社が持っていたような社会的なサービスは行わない [岡江 2007a]。2000年には海外向けの高品質な農林水産物の生産を促すための農業発展戦略として政府議決第9号 (9/2000/NQ-CP) が出された<sup>(5)</sup>。これは(1)の路線にはあっても、それまでの量的拡大一辺倒からは方針が修正されている。03年には土地法がさらに改正され、国家による高収量・高品質な水稻栽培専用農地への補助策および民間農場への奨励策が規定された。これは政府議決第9号における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地使用の合理化を促すものである。

2001年の第9回党大会において採択された「2001～10年の経済・社会発展戦略」においては、アセアン (1995年加盟)・米越通商協定 (2000年調印) に続く目標としてWTO加盟を掲げる [藤田 2006: 83] とともに、貧困削減・社会保障拡充・山岳地域における医療施設整備などの社会政策の強化も同時に打ち出している [石田 2002: 105-107]。これに沿うように、02年には前述の貧民銀行を改組して社会政策銀行 (Ngân hàng Chính sách Xã hội) が設立された。同銀行は、貧困世帯融資に加えて各種政策融資 (条件不利地域への優先的貸付, 農村の水質改善, 学生への奨学金など) も手がけていることになった。貧民銀行と同じく利息は市場金利より大幅に低く、その主な資金源は政府からの補助である [Okae 2009: 6-7]。また03年には農地使用税の減免措置が出された。これは耕作者自身が使用権を持つ農地の使用税は事実上撤廃しながら、メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならず、また土地法の定める制限面積以上は50%の減免措置とされるなどの配慮もなされている [岡江 2007b: 157-159, 180]。

## II WTO加盟のために強いられた制度改変

前節で述べた一連の農政改革はWTO加盟に代表されるさらなる国際市場への参入を見据えたものとはいえ、政策内容自体はベトナム自身が自国の利益のために主体的に選んだものである。しかしWTOへ加盟するためには、既存加盟国との交渉で「WTO整合的でない」と見なされた制度の改変を約束させられる。加盟交渉において議論されるのは申請国側の制度のみであり、WTO加盟のために申請国は一方的に

譲歩しなければならないことになる。しかもこの過程で実質的には加盟の条件とならずのWTO協定以上の約束（‘WTO-plus’ commitments）を結ばされる。英国発祥の国際NGOであるOxfamは、米国がとうもろこしへ、EUが砂糖へそれぞれ国内で補助金を投入しておきながら、ベトナムに対しては関税引き下げや補助金撤廃を要求していることを二重基準（double standards）であると非難している [Oxfam International 2005: 9]。なお2001年にWTOに加盟した中国は加盟条件の一部について最長05年までの移行期間が認められたが、その履行は順調には進まなかった。その期間がまさにベトナムのWTO加盟交渉の大詰めを迎えつつある時期であったために、ベトナムのWTO加盟に際しては加盟承認前にWTOルールに沿った法制度整備など加盟条件の確実な履行に対する担保が求められた [藤田 2006: 80-81]。

本節では、WTO加盟前のベトナムが前節で指摘したドイモイの2つの柱に即してどのような品目をどのように保護してきており、それがWTO加盟交渉の場でどのように議論されたのかを、「1 国内助成」「2 輸出制度」「3 輸入制度」に分けて報告する。なお制度改変の中でサービス貿易、検疫および知的所有権関連の改変は、国内の制度をWTO諸協定（それぞれGATS協定、SPS協定、TRIPS協定）に整合的に整備したもので、特定の品目の保護に関する議論ではないので、本節では触れない。「2」「3」に関しては、非関税措置が関税措置へ置き換えさせられたので、特にその各論点を明らかにする。本文中の論点は特に断りが無い限りWTOのベトナム加盟作業部会の諸文書 [WTO 2003; 2006a; 2006b; 2006c] に依り、関連するベトナム国内法規の原典にもあたった。またベトナムと同様に共産党一党独裁体制を維持しながら中央計画経済から市場経済への移行を図っている中国のWTO加盟条件との比較も行った<sup>(6)</sup>。なおベトナムの通貨単位はドン（Đông）であり、1米ドルがおよそ15,000ベトナムドン（01年末時点）に相当する。

## 1 WTO農業協定と国内助成措置

WTO農業協定<sup>(7)</sup>は、削減対象とならない「緑の政策（Green Box）」「青の政策（Blue Box）」、途上国対象の「特別のかつ異なる待遇（Special and Differential treatment）」と削減対象となる「黄色の政策（Amber Box）」を定めている。以下各政策ごとにベトナムの現状と対応を記す。

「緑の政策」とは、WTO農業協定附属書二に定められた貿易・生産に影響を及ぼさない助成である。表2は、ベトナムがWTO加盟作業部会へ提出したベトナムの「緑の政策」の各分類と支出内訳である。支出の中で最も大きいのが「(a)(iv)インフラ

表2 ベトナムの「緑の政策」(1999~2001年の平均)

助成措置の型	説明	年間支出額 (10億ドン)	割合 (%)
(a)一般的な役務			
うち(i)研究	農業研究システムの運営への支出 <sup>1</sup>	301	2.4
(ii)訓練に関する役務	農業に関する職業訓練機関の設立・維持・発展への支出	255	2.1
(iii)普及および助言に関する役務	農業普及および助言に関する役務供与のための全国網の設立・維持への支出 <sup>2</sup> 。動植物の種の品質向上	1,084	8.8
(iv)インフラ整備に関する役務	農業分野における灌漑システム・水の供給施設・排水に係わる建造物の建設・維持・発展への支出	5,714	46.3
(v)有害動植物および病気の防除	動植物の保健に関する事業への支出(衛生保護および警報, 有害動植物および病気の監督防除, ワクチンの供与, 等)	263	2.1
(b)食糧安全保障のための公的備蓄	国家備蓄局の監督下で行われる食糧安全保障に係わる製品の備蓄の形成およびその保有運営に関する事業への支出 <sup>3</sup>	1,037	8.4
(c)国内における食糧の援助	遠隔地・山岳地等の条件不利地域における飢餓救済のための食糧の配布に関する活動への支出	125	1.0
(d)生産に関連しない収入支持		0	0.0
(e)収入保険および収入保証に係る施策		0	0.0
(f)自然災害に係る救済のための支払	自然災害に見舞われた地域の農民の生活安定・生産回復を援助することを目的とする基本的な必需品の供与に関する支出。早魃・洪水に見舞われた土地における損失対策への支出。被災農民が生産を継続するために種子・動物医薬品・殺虫剤等を購入する際の金銭的援助	1,652	13.4
(g)生産者の廃業に係る施策による構造調整援助		0	0.0
(h)資源の使用の中止に係る施策による構造調整援助	生産性が低く持続的でない作物から養殖への転換支援	44	0.4
(i)投資援助を通じた構造調整援助	代替作物の開発支援	208	1.7
(j)環境に係る施策		0	0.0
(k)地域の援助に係る施策	遠隔地・山岳地等の条件不利地域である1500社(行政村)への優先的な投資	1,663	13.5
(l)その他		0	0.0
合計		12,345	100.0

出典 本表は [WTO 2006a], 下記注は [BNNPTNT 2005: 46-48].

注1：支出額の約半分が農業農村開発省付属の研究機関によるものである。

注2：1993年に農業普及システムが確立し、現在は中央・省・県の3つの行政レベルにそれぞれ普及機関が存在している。

注3：年間500,000tのコメが国家によって備蓄されている。

表3 ベトナムが「特別のかつ異なる待遇」を受ける農業に関する国内助成  
(1999～2001年の平均)

助成措置の型	説明	年間支出額 (10億ドン)	割合 (%)
(a)農業について一般的に利用可能な投資に係る補助金	条件不利地域での特別な投資活動における利子補給(市場金利と優遇金利の差は政府が補填)。	850	42.5
(b)収入の低い又は資源の乏しい生産者にとって一般的に利用可能な農業生産に投入される要素に係る補助金	短期の低利貸付。条件不利地域への必要物資の輸送の補助。	1,142	57.1
(c)麻薬となる不法な作物からの転作を奨励するための生産者に対する国内助成	動植物の種の供与。農業技術普及。不法なアヘンやケシから他の作物への転作を支援するための行政コスト。	7	0.4
合計		1,999	100.0

出典 [WTO 2006a]

表4 ベトナムの「黄色の政策」のAMS(国内助成合計量)  
(1999～2001年の平均)

〈単位：10億ドン〉

	デミニミス適用前	10%のデミニミス	デミニミス適用後
(1) コメ	30	6,788	0
(2) 砂糖	3,962	663	3,962
(3) 綿花	8	13	0
(4) 豚肉	1	2,488	0
品目総計	4,001		3,962
品目が特定されない助成	1,188	12,924	0
総合AMS			3,962

出典 [WTO 2006a]

整備」で約半分を占める。世銀報告書『東アジアの奇跡』は、東アジア諸国の経済発展において農業の生産性向上が果たした役割の大きさを分析し、その背景として農業関連のインフラ整備と農業に対する課税水準の低さを指摘している [World Bank 1993: 32-37]。インフラ整備への重点的な投資を行っているベトナムもこの路線に沿っているといえるだろう。また農業に対する課税に関しては、1996年の時点でわずか6%程度であり [石田 1999: 38]、これが2003年には前節で述べたように原則として撤廃されている。なおインフラ整備に次いで大きいのは「(k)条件不利地域への援助」である。前節で指摘したドイモイの2つの柱に即していえば、インフラ整備は(1) (2)双方に関係し、条件不利地域援助は専ら(2)に基づく対策である。

「青の政策」とは、WTO 農業協定第6条5項に規定されている生産制限を伴う直接支払いのことである。ベトナムではこの政策は行われていないため、WTO 加盟交渉でも問題とならなかった。

「特別のかつ異なる待遇」とは、先進国に比べて途上国が、市場アクセスや国内規制改善措置期限や程度を特別に免除される、あるいは技術支援を受けられるという趣旨のWTO 各協定上の文言である。農業協定においても第15条において明記されている。さらに第6条2項には、途上国における(a)「農業について一般的に利用可能な投資に係る補助金」、(b)「収入の低い又は資源の乏しい生産者にとって一般的に利用可能な農業生産に投入される要素に係る補助金」、(c)「麻薬となる不法な作物からの転作を奨励するための生産者に対する国内助成」は削減対象とはならないと定められている。表3は、ベトナムがWTO 加盟作業部会へ提出したこれら3種の助成の解説と支出内訳である。このうち(a)の助成を担っていたのが前節で紹介した開発支援基金であったが、WTO 加盟に代表される一層の国際市場参入を前に06年5月19日付け首相決定第108号 (108/2006/QĐ-TTg) によってベトナム開発銀行 (Ngân hàng Phát triển Việt Nam) に改組されて貿易保険などの業務も行うようになった。(b)を担うのが、前節で紹介した貧民銀行 (現社会政策銀行) である。(a) (b)いずれも前節で指摘したドイモイの柱(2)に基づく対策であり、この2つでベトナムが途上国として「特別のかつ異なる待遇」を受ける農業に関する国内助成の99%以上を占める。

上記のいずれにも含まれないのが「黄色の政策」と呼ばれ、削減対象となる。この削減対象となる国内助成合計量 (Aggregate Measurement of Support: AMS) は、品目ごとの市場価格支持相当額の総計と品目が特定されない国内助成額の合算によって計算される。ただし品目ごとの生産総額 (品目が特定されない助成は農業生産総額) の5% (途上国は10%) (8) の助成額はデミニミス (de minimis) としてAMS算定

から除外される。表4は、ベトナムがWTO加盟作業部会へ提出した各品目のAMS（デミニミス適用前、10%のデミニミス、デミニミス適用後）と総合AMSを1999～2001年に行われた助成から算出したものである。AMSの品目別算出でデミニミス10%水準で控除して総合AMSへの算定に含められる品目は砂糖のみであり、品目が特定されない助成（灌漑利用のための電気料金の補助および灌漑費の補助）はデミニミス10%水準で控除した場合はゼロになる。品目が特定された国内助成は基礎農産品の生産総額の10%以内であれば削減対象とならないという農業協定第6条4項により、ベトナムはこれ以上の削減はWTO加盟交渉で求められなかった。表4にみるように「黄色の政策」の中心は砂糖である。この背景には砂糖は沿岸地域（北部沿岸地域および南部沿岸地域）や中部高原といった比較的貧困な地域や少数民族地域で多く栽培されているという事情（ドイモイの柱(2)に基づく対策）があり、砂糖には輸入数量制限（輸入割当）も課されていた。かつて市場価格が急落した場合に、価格安定基金が砂糖を購入する企業へ補助金を出すことによって砂糖生産を保護してきた。しかし同基金が1999年に輸出報奨基金と統合して輸出助成基金となってからは、補助金は輸出業者に支出されるようになった。代わって2000年からは砂糖部門へ投資する企業への利子補給が国庫から行われるようになった。さらに04年3月4日付け首相決定第28号（28/2004/QĐ-TTg）によって、砂糖を製造する工場・企業に対して、さまざまな支援策（付加価値税免除、開発支援基金からの優遇金利による融資など）が打ち出された。

以上ベトナムの国内助成は、前節で指摘したドイモイの柱(2)に基づく条件不利地域対策が中心である。前述の通り00年政府議決第9号は海外市場へ向けの農林水産品育成を農業戦略の基本に据えているが、こういった品目の生産への助成はほとんど行われていない。

## 2 WTO加盟に伴う輸出制度の改変

### (1) 輸出補助金の撤廃

ベトナムは1998年8月24日付け政府首相決定第764号（764/1998/QĐ-TTg）によって、輸出補助金制度を実行するための輸出報奨基金（Quỹ Thưởng Xuất khẩu）を設立した。同基金は99年には価格安定基金と統合し、輸出助成基金（Quỹ Hỗ trợ Xuất khẩu）となった（99年9月27日付け首相決定第195号：195/1999/QĐ-TTg）。同基金の原資は輸出入課徴金と国庫支出であったが、課徴金の多くが廃止されるに伴い<sup>(9)</sup>、年々国庫への依存度が高まってきた。

2002年1月2日付け商務相第2号決定(2/2002/QĐ-BTM)によると、同基金による輸出補助金の受給対象となるのは下記の輸出業者である。

- ①ベトナム国内産で初めて外国市場に輸出される物品もしくは新市場へ輸出される物品を年間100,000米ドル以上(山地・離島の条件不利地域は50,000米ドル以上)輸出した業者
- ②対昨年度20%以上増でかつ絶対額400,000米ドル以上(条件不利地域は15%増以上で200,000米ドル以上)の輸出額を輸出した業者
- ③海外での展覧会や国際見本市での表彰あるいは国際機関からの証明書等を受けた高品質な物品を輸出した業者
- ④原料価値の60%以上を国内産が占める加工品もしくは多くの労働力を吸収する物品(手工芸品・農林水産物・縫製・靴など)を年間1,000万米ドル以上(手工芸品・果物・豚肉の場合は300万米ドル以上)輸出した業者
- ⑤輸出割当分以外で年間5,000万米ドル以上輸出した業者

上記の対象業者からは、前節で指摘したドイモイの柱(1)の基づく政策、特に00年政府議決第9号による海外市場向けの高品質な国内産品の育成という方針を軸にしながらも同時に、もう一つの柱(2)の国内条件不利地域への援助も行いたいというベトナム政府の意図が読み取れる。また01年からは品目別の特別輸出報奨金制度も輸出助成基金から支給されるようになった。これは例えばコメの場合、1米ドルの輸出あたり180ベトナムドンの報奨金が輸出業者へ支払われた。開始時の品目はコメ・野菜および果実の缶詰・コーヒー・豚であり、のちに家禽、カシューナット、コショウ、魚なども加わった。

GATT ウルグアイ・ラウンド(1986~94年)農業交渉の最大の争点はEUの輸出補助金であり、結局輸出補助金の漸次削減は合意に至りWTOへ引き継がれた。前述の通りベトナムが輸出補助金制度を導入したのはWTO発足後の98年であり、ベトナム政府自身は輸出補助金は少額でありWTO整合的であると考えていた。事実WTO農業協定第9条は輸出補助金の削減を規定しているものの、輸出補助金そのものを即時に禁止しているわけではない。だが2001年から始まり現在でも続いているWTOドーハ・ラウンド(ドーハ開発アジェンダ)において輸出補助金廃止が議論されている(10)中で、新規加盟交渉の中でも輸出補助金の即時撤廃が要求され、ベトナムは加盟後にはいかなる形でも輸出補助金は支給しないことに合意させられた。なお01年加盟の中国、02年加盟の台湾などドーハ・ラウンド以降の加盟国はいずれも加盟時から農産物輸出補助金を禁じられている。

## (2) 輸出規制の改変

かつてコメなどの品目に対して適用されてきた輸出割当は2001年4月4日付け政府首相決定第46号(46/2001/QĐ-TTg)によって廃止された。だが同決定は政府間契約の輸出米については、中央政府および各地方省が指定企業に輸出量を割り当てることを規定している。ベトナム米輸出に占める政府間契約の大きさから、実質的に政府による輸出規制を残すことになった。このことはWTO加盟交渉において、一部の既存加盟国からWTO整合的ではないと批判されたが、ベトナムは食糧安全保障を理由に11年までコメの国家貿易が認められた。コメに関しては日本やオーストラリアといった既存加盟国も国家貿易を行っていることから、ベトナムはその主張を守りやすかったのであろう。

WTO加盟時における輸出禁止品目および輸出規制品目は、06年1月23日付け政府議定第12号(12/2006/NĐ-CP)において規定されている(09年9月現在も有効)。農林水産物の禁止品目として、①国内自然林由来の丸太および製材、②政府が定めたりスト(02年4月22日付け政府議定第48号, 48/2002/NĐ-CP)に記載された希少価値のある野生動植物および動植物種子、③国際組織との取り決め(「レッドブック」)に記載されている絶滅のおそれがある野生生物、④希少価値のある水産物、があげられている。また輸出規制品目として、①ワシントン条約に規定された絶滅のおそれがある野生生物、②希少価値のある動植物種子(農業農村開発省が別途リスト作成)、③国内自然林由来の木材や薪から作った薪および木炭、④水産省作成リストによる水産品種および稚魚、があげられている。これらはいずれもGATT第20条「一般的例外」g項「有限天然資源の保存に関する措置」にあたるものであり生産保護の理由によるものではないという理由で認められた。

## (3) 輸出関税の改変

ベトナムはかつて食糧安全保障の観点から国内米価を国際価格を下回る水準へ政策誘導するためにコメに輸出関税を課していたが、1999年に廃止した[坂田 2003: 138]。だが、2008年の米価急騰に際してコメに臨時の輸出関税(同年8月15日～12月19日有効)をかけた[岡江 2009: 71]ように、食糧安全保障を理由にすればベトナム側の都合でいつでも輸出関税がかけられることになっている。

WTO加盟時における輸出関税は、06年7月28日付け財務相決定第39号(39/2006/QĐ-BTC)において規定されている。同決定で輸出関税が課せられているものは、鉱物資源や林産物等であり、食料品は唯一「カシューナット(殻付きのもの)」(HSコード<sup>(11)</sup>: 0801.310000)だけであった。ちなみにその後07年12月20日付け財務相決定

第106号 (106/2007/QĐ-BTC) によって、08年からは上記の殻付きカシューナットも無税となり、上述のような臨時措置を除いて原則として食料品には輸出関税が課せられていない。

#### (4) 「非市場経済国」認定による経過措置

ダンピング (dumping) とは国内価格よりも安い価格で国外へ販売する不公正貿易のことであり、ダンピングにより輸入国の国内産業が損害を蒙っている場合は当該製品の価格を国内価格まで引き上げるためのダンピング防止税を課すことができることが GATT 第 6 条によって認められ、ダンピング防止協定によってその計算方法の詳細が定められている。

2001年12月に WTO に加盟した中国は、加盟後最大15年間 (16年12月まで) は「非市場経済国」の地位のまま加盟するという条件を呑まされた。非市場経済国では政府が価格を統制している可能性があることから、当該国ではなく第三国における国内価格を基準に輸入国がダンピング認定をすることができる。つまり非市場経済国は、国内価格と同水準で国外へ輸出した場合でもダンピング認定されて輸出が規制される可能性があるという不利な条件に置かれることになる。ベトナムも同様に、加盟後最大12年間 (18年末まで) は「非市場経済国」とみなされることになった。ただし期間終了前でも市場経済国であることを特定の国に証明できれば、当該国はベトナムに対する非市場経済国としての待遇適用を停止することになっている。中国の場合は04年にニュージーランドから、05年にはオーストラリアから市場経済国と認定されている。両国は上記の年からそれぞれ対中 FTA 交渉を始めており、市場経済国の「証明」は客観的な基準に基づくというよりは政治的な配慮によるものである。

### 3 WTO 加盟に伴う輸入制度の改変

#### (1) 非関税措置の改変

##### 1. 輸入禁止措置の改変

かつてベトナムの輸入禁止品目のうち、唯一の農林水産品としてたばこ類が存在した (前述の2001年首相決定第46号)。この背景にはたばこが山岳少数民族地域で栽培されているという事情がある。前節で紹介したプログラム135号に沿って、たばこ総会社は越北地方のカオバン (Cao Bằng) 省における契約栽培面積を1997年から2001年までに2倍以上に拡大し、農民の所得安定に貢献した。当時たばこ総会社は、たばこ製品のみならず原料の輸入禁止も政府に要請していた [石田 2002 : 1197]。たばこ類の輸入禁止についてベトナム政府は GATT20条「一般的例外」b 項「人、動物又は植

物の生命又は健康の保護のために必要な措置」に該当すると主張していた [BNNPTNT 2005: 42] が、国内でベトナム企業および合弁企業がたばこを製造・販売している事実からこの禁止措置の正当性は証明できず、03年から関税割当措置を含む関税化を受け入れざるをえなくなった。

WTO加盟時における輸入禁止品目および輸入規制品目は、前述の06年政府議定第12号において規定されている（09年9月現在も有効）。動植物関係の輸入規制品目としては、①ベトナム国内に生息していない動植物種子および昆虫（検査が必要）、②研究・技術普及用の動植物遺伝子及び微生物（輸入許可書交付）、③ワシントン条約に規定された絶滅のおそれがある野生生物（農業農村開発省が別途規制）、となっている。その他農林水産業に関わるものとして、医薬品・殺虫剤・肥料・飼料もベトナムで初めて使用されるものは検査が必要とされる。いずれも生産保護の理由によるものではないという理由で認められた。

## 2. 輸入割当の廃止

精製植物油および砂糖は商務省から輸入許可証を得た業者のみ輸入が割り当てられていた。だがWTO加盟交渉の過程で、これらの輸入数量制限措置がWTO農業協定第4条「市場アクセス」に違反するとみなされた。そのため、精製植物油は前述の2001年首相決定第46号によって輸入割当が廃止となり、砂糖もWTO加盟時には関税割当を導入することに同意させられた。

## 3. 国内価格に基づく関税評価の改変

かつてベトナムは、いくつかの物品について国内の物価安定のために最低価格を設定し、その価格以上になるように輸入関税も設定されていた。2000年10月10日付け財務相決定第164号（164/2000/QĐ-BTC）ではこれらの各品目の最低価格が設定され、うち農林水産品は飲料品のみであった（たとえばビールは0.8米ドル/リットル）。さらに01年12月18日付け財務相決定第136号（136/2001/QĐ-BTC）で、たばこにも最低価格およびそれに伴う関税が設定された。

これらの関税措置はGATT第7条「関税上の評価」に違反する貿易歪曲的であるとの批判を受け、02年6月6日付け政府議定第60号（60/2002/NQ-CP）によって国内物価ではなく輸入貨物の価格をもとにした関税が課せられるようになった。

### (2) 関税割当の導入

関税割当制度（Tariff Rate Quota）とは、特定品目の輸入に関しては一定数量まで低関税（一次関税）を適応し、当該数量を超える場合には高関税（二次関税）を適用する制度である。WTO体制下では、関税割当制度は特定の国を差別的に扱わないこ

とを条件に認められている。

ベトナムは2003年5月9日付け首相決定第91号(91/2003/QĐ-TTg)によって関税割当制度の導入を決定した。この決定に沿って、「たばこの葉」(HSコード2401)、「塩」(同2501)、「綿」(同5201, 5202, 5203)が03年8月から<sup>(12)</sup>、「ミルク」(同0401)、「濃縮ミルク」(同0402)、「家禽の卵」(同0407)、「とうもろこし」(同1005)が04年1月から<sup>(13)</sup>、関税割当制度が適用された。

この時期はすでにWTO加盟交渉が本格化している時期に当たり、ベトナム政府は上記の措置はWTO整合的であり、この問題で譲歩が必要であるとは考えていなかったはずである。しかし実際には交渉の過程で導入したばかりの関税割当制度も修正を余儀なくされた。05年3月3日付け首相決定第46号(46/2005/QĐ-TTg)によって、上記7品目のうち、「ミルク」「濃縮ミルク」「とうもろこし」「綿」の4品目の関税割当を廃止することが決定された。

WTO加盟後も「家禽の卵」「たばこの葉」「塩」の関税割当を維持すること認められ、またそれまで輸入数量制限(輸入割当)に守られてきた固形砂糖(同1701)も加盟時より関税割当が適用されることになった。適用品目が国際的に合意したことを受け、06年4月6日付け商務省通達第4号(4/2006/TT-BTM)によって、国内的にも07年からこれらの品目に適用されることが正式に決定した。

WTO加盟交渉における2国間交渉については原則として公開されていないので詳細は不明だが、ベトナムWTO加盟交渉団を率いたチュオン・ディン・トゥエン(Trương Đình Tuyển)商務相(当時)の証言[チュオン 2009: 7]やUSTR資料を整理した[藤田 2006: 88]によると、オーストラリアとニュージーランドが乳製品の、アメリカがとうもろこしと綿花の市場開放を求めていたことから、関税割当の廃止はこれらの国の強い要求で呑まざるをえなかったのであろう。またオーストラリアとニュージーランドは砂糖と塩の市場開放も求めていた[チュオン 2009: 7]が、ベトナムとしてはこれらは条件不利地域<sup>(14)</sup>での生産品目であることを主張して関税割当を守り抜いた。

WTO加盟交渉で約束した各品目の関税割当を表5にまとめた。例えば、家禽の卵(HSコード0407.009、正式名は表5参照)では、WTO加盟時には割当量30,000ダース(加盟前の輸入量を元に算定)までは40%の一次関税が適応され、それを超える分は最恵国関税である80%が適応される。そして割当量は年5%ずつ増加し、最終的には全輸入量に対して40%の関税が適応される。他の品目も概ね同様であるが、甘しや糖(1701.11)の輸入に関してはベトナムに輸入された後加工して輸出する分は割当

表5 加盟交渉で合意した WTO 加盟後の関税割当

HSコード	品目名	最恵国関税	割当量 (年5%増加)	割当内関税
0407.009	殻付きの鳥卵（生鮮のものおよび保存に適する処理または加熱による調理をしたものに限る）	80%	加盟時30,000 ダース	40%
1701.11	甘しや糖（固体のものに限る）	加盟時100% (2010年までに 85%)	加盟時55,000t	30% (2009年まで に25%)
1701.12	てん菜糖（固体のものに限る）	100%	加盟時55,000t	50%
1701.91	甘しや糖，てん菜糖および化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る）のうち，香味料又は着色料を加えたもの	100%	加盟時55,000t	60%
1701.99	甘しや糖，てん菜糖および化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る）のうち，その他	加盟時100% (2012年までに 85%)	加盟時55,000t	60%
2401（下記 2401.3010 以外）	たばこ（製造たばこを除く） およびくずたばこ（たばこ茎 を除く）	100%	加盟時31,000t	30%
2401.3010	たばこ茎	80%	加盟時31,000t	15%
2501.0010	食卓塩	60%	加盟時150,000t	30%
2501.0021 2501.0029	岩塩	60%	加盟時150,000t	30%
2501.0031	純塩	50%	加盟時150,000t	10%
2501.0032 2501.0033 2501.0090	その他の塩	50%	加盟時150,000t	15%

出典 [WTO 2006c]

量にカウントせず、関税の払い戻しも受けられるという条件を呑まされた。また、「たばこの葉」(2401)は国家貿易体制の維持が認められ、割当量は国内のたばこ生産者に生産シェアに応じて政府が割り当てることになった。割当量を超える分はどの業者も自由に最恵国関税で輸入可能である。また、たばこの葉を輸入して2カ月以内に加工・再輸出する場合は甘しや糖と同様な関税の払い戻しも受けられる。

この合意を受けて、国内的にも06年12月8日付け商務相決定第35号(35/2006/QĐ-BTM)によって07年の関税割当の量が、同月29日付け財務相決定第77号(77/2006/QĐ-BTC)によって関税率が決定した。

### (3) セーフガードの導入

セーフガード(Safeguard)とは、輸入急増による国内産業への重大な損害の防止のためにWTO協定(GATT第19条およびセーフガード協定)で認められている緊急措置(関税引き上げ・輸入量制限)である。ベトナムも2002年5月25日付け第10期国会常務委員会令第42号(42/2002/PL-UBTVQH10)によって、セーフガードの導入が決定された。

なお04年7月末になされたWTOドーハ・ラウンド枠組み合意(“July package”, [WTO 2004])では、途上国のために特別なセーフガードの仕組み(Special Safeguard Mechanism: SSM)が将来的に構築されることの合意がなされた。これを受けてベトナムでは砂糖に対してこの特別なセーフガードが適用されること期待した[BNNPTNT 2005: 102]が、結局通常のセーフガードのみで合意させられた。

### (4) 輸入関税率の引き下げ

ベトナムにはおよそ4種類の輸入関税率が存在する。最も税率が低いのがAFTA(アセアン自由貿易地域)の共通効果特惠関税率である。これよりわずかに高いのがベトナムが他国(日本)と結んだFTAおよびアセアン全体として他国(中国・韓国・日本)と結んだFTAの関税率である。次が最恵国関税率である。そして最も高いのが最恵国待遇が与えられていない国への一般関税率であり、税率は最恵国関税率の1.5倍と設定されている。

GATTおよびそれを引き継いだWTOの最も重要な原則は最恵国待遇の原則(GATT第1条)である(FTAはこの原則の例外)。ベトナムがWTOに加盟することにより、すべての既存加盟国はベトナムへ上記の最恵国関税率で輸出が可能になる。さらに2国間交渉の場でベトナムに輸出したい品目について関税引き下げを要求することもできる。つまりベトナムは加盟のために上述の制度改変に加えて、特定の品目に関しては加盟時および加盟後のさらなる最恵国関税率の引き下げに応じなければならない。



を行ったといえる。特に国内の条件不利地域で栽培されている砂糖やたばこなどの品目では、関税割当による輸入の歯止めをかけることができた。またベトナムの代表的な輸出産品であるとともに主食でもあるコメに関しては、食糧安全保障を理由として高い輸入関税を課して保護しながら同時に国家貿易体制による輸出規制も存続させることに成功した。新自由主義的グローバリズムを体現する WTO への加盟に際しても、社会主義の理念を完全に放棄したとはいえないであろう。

WTO 加盟が決定した2006年に国会で承認された「2006～10年5カ年の経済・社会発展計画」では、成長目標を前期5カ年計画の年平均7.5%を上回る7.5～8.0%に設定している [坂田 2006: 59] ことから、ベトナムが WTO 加盟にかかる期待の大きさがわかる。実際に翌07年には全世界の WTO 加盟諸国の市場が開かれたことにより、コーヒーおよびカシューナットの輸出量が輸出補助金を廃止したにもかかわらず対前年度比25%増・19%増となり<sup>(16)</sup>、農業生産額も2.34%増加 (GDP全体は8.48%増加) [TCTK 2008] し、少なくとも一年目は期待通りの成果が上がったといえるであろう。

だが WTO 加盟が国内農業に及ぼす影響については断定的なことをいうには、まだデータが少なく、FTA など他の貿易協定や農業資材 (肥料等) の輸入増の農業経営への影響なども加味しなければならないので、将来の研究の課題としたい。

## 注

- (1) 1944年のブレトン・ウッズ会議では IMF (国際通貨基金)・IBRD (国際復興開発銀行。後に設立された国際開発協会と併せて一般には世界銀行と呼ばれる) とともに ITO (国際貿易機関) を設立することも合意されたが、各国の国内の反対から廃案となり、ITO 設立までの暫定的なものとして調印された GATT が長らく貿易面での国際秩序として機能することになった。
- (2) 速水佑次郎は、旧ソ連型中央計画経済体制を消費財部門を最小限に抑え、投資財部門に資源を集中し、高蓄積・高成長を図る「開発モデル」の一種であったと分析している [速水 1995: 236-237]。
- (3) 「移行経済 (transition economy)」とは旧ソ連型中央計画経済体制から市場経済へ移行しつつある経済のことで、世銀の報告書では共産政権崩壊後の旧ソ連・中東欧、共産政権下で市場経済化を進める中国・ベトナムが取り上げられている。ベトナム共産党第5回大会 (1982年) で提唱された社会主義への「過渡期」とは字面は似ているが、その意味するところは異なる。もっとも第8回党大会 (96年) では、「社会主義への道」の概念について「日増しに明確に確定される」としてその確定を事実上先送りにした [竹内 1997: 5]。さらに第9回党大会 (2001年) からは「社会主義への過渡

- 期」は「社会主義志向の市場経済化」とも称されることになったが、第10回党大会（06年）においてもその定義を明確に示さなかった [坂田 2006: 66] ことから、共産党指導部自身が「社会主義への過渡期」論をどこまで本気で考えているかは疑問である。
- (4) ちなみに第9回党大会（2001年）によって越北地方（バクカン Bắc Kạn 省）出身の少数民族（タイ族）であるノン・ドゥック・マイン（*Nông Đức Mạnh*）が党のトップ（書記長）に選出され、09年9月現在も現職である。これも少数民族をベトナム国民として統合しようとする共産主義者の努力の現れとみることもできよう。
- (5) 具体的には、新技術の導入・生産と加工販売との効果的結合・農村内インフラ整備・外国市場の情報収集とマーケティング能力開発・商業的農産品販売に備えた行政の効率化などであり、先進国で一般に行われている生産そのものへの助成ではない（第II節「1 WTO 農業協定と国内助成措置」参照）。
- (6) 中国のWTO加盟条件については、[中国WTO加盟に関する日本交渉チーム 2002] および [経済産業省監修 2003] を参考にした。
- (7) GATT および WTO の各協定の条文の引用に際しては、[外務省経済局監修 1995] による和訳を用いた。
- (8) 中国の場合は途上国でありながら大国であり国際経済への影響が大きいことから中間の8.5%という数字で決着した。表4でみるようにベトナムの加盟前の国内助成は8.5%をも下回る水準であったので、少なくとも加盟交渉においては中国に比べて特に有利ではなかったが、将来的な国内助成を拡大できる余地は残されたわけである。
- (9) 輸出助成基金の原資となっていた輸入課徴金は2004年12月に全廃されている。
- (10) ドーハ・ラウンド自体はまだ決着していないが、その最終合意に向けた枠組み合意が2004年7月末になされた（いわゆる“July package”，テキストは [WTO 2004]）。この中ですべての輸出補助金の期限付き撤廃が合意された。
- (11) HS とは “Harmonized Commodity Description and Coding System”（商品の名称および分類についての統一システム）の略称であり、1988年発効のHS条約によって世界標準の国際貿易商品分類として採用された。ベトナムでは92年に改正された輸出入関税法によってHSコードによる商品分類が導入された。なお本稿の品目名の日本語表記は [実行関税率表編纂委員会編集 2009] を参考にした。
- (12) 2003年7月10日付け商務省通達第4号（04/2003/TT-BTM）による。
- (13) 2003年12月15日付け商務省通達第9号（09/2003/TT-BTM）による。
- (14) 砂糖については第II節「1 WTO 農業協定と国内助成措置」参照。塩についてはWTO加盟交渉の席上で一部の加盟国（WTO文書には明記されていないがおそらくオーストラリアとニュージーランド）から塩は農産品ではないので他の非農産品と同様関税割当は導入しないように要求されたが、ベトナムは塩は農民によって生産され

ているのでベトナムでは農産品と扱われており、また生産に従事している者の多くは沿岸部に住む貧しい農民であり塩から耕種農業への転換は難しいと主張して関税割当が認められた。

- (15) 関税引き下げを要請した国名は [チュオン 2009: 7] に、加盟前の関税率は2003年7月25日付け財務相決定第110号 (110/2003/QĐ-BTC) およびその修正である04年8月16日付け財務相決定第68号 (68/2004/QĐ-BTC)・04年10月15日付け財務相決定第81号 (81/2004/QĐ-BTC) に、加盟時および最終的な関税率は WTO 加盟文書の一部である関税譲許表 [WTO 2006c] による。
- (16) ベトナムの代表的な輸出産品であるコメの主な輸出先はフィリピンなど同じアセアン加盟国であるので、WTO 加盟による直接的な影響は小さかった。

## 参考文献

- BNNPTNT. (Bộ Nông Nghiệp và Phát Triển Nông Thôn, ベトナム農業農村開発省). 2005. *Đánh giá sự phù hợp của chính sách nông nghiệp Việt Nam với các quy định trong hiệp định khu vực và đa phương* (ベトナムの農業政策の地域内および多国間国際協定の各規定への適合性評価). Hà Nội: BNNPTNT.
- 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム. 2002. 『中国の WTO 加盟：交渉経緯と加盟文書の解説』 蒼蒼社.
- 藤田麻衣. 2006. 「ベトナムの WTO 加盟への歩み」 坂田正三編 『2010年に向けたベトナムの発展戦略』 75-98. アジア経済研究所.
- 古田元夫. 1991. 『ベトナム人共産主義者の民族政策史：革命の中のエスニシティ』 大月書店.
- 外務省経済局監修. 1995. 『WTO：世界貿易機関を設立するマラケシュ協定』 日本国際問題研究所.
- ジョージ, スーザン著 (杉村昌昭訳). 2002. 『WTO 徹底批判!』 作品社.
- 速水佑次郎. 1995. 『開発経済学：諸国民の貧困と富』 創文社.
- 石田暁恵. 1999. 「ベトナムの食糧政策：輸出と保護」 『アジア経済』 40 (6) : 32-47
- . 2002. 「ヴィエトナムにおける移行過程の社会政策」 石田暁恵編 『2001年党大会後のヴィエトナム・ラオス：新たな課題への挑戦』 99-120. アジア経済研究所.
- 実行関税率表編纂委員会編集. 2009. 『実行関税率表：2009』 日本関税協会.
- 経済産業省監修. 2003. 『全訳 中国 WTO 加盟文書』 蒼蒼社.
- Nguyễn Sinh Cúc. 1995. *Nông Nghiệp Việt Nam 1945-1995* (1945～1995年のベトナム農業). Hà Nội: Nhà Xuất Bản Thống Kê (統計出版社).
- Okoe, Takashi. 2009. "Rural Credit and Community Relationships in a Northern Vietnamese Village." *Southeast Asian Studies* 47(1): 3-30.

- 岡江恭史. 2007a. 「ベトナムの新設合作社とそのリーダーシップ」『ベトナムの社会と文化』7: 24-55.
- . 2007b. 「WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況」農林水産政策研究所編『FTA・WTO 体制下のアジアの農業、食品産業と貿易』143-185. 農林水産政策研究所.
- . 2009. 「カンントリーレポート：ベトナム——世界的な穀物価格高騰の背景となったコメ輸出大国の動向」農林水産政策研究所編『平成20年度カンントリーレポート：中国、ベトナム』53-77. 農林水産政策研究所.
- Oxfam International. 2005. *Do As I Say, Not As I Do: The unfair terms for Viet Nam's entry to the WTO (Oxfam Briefing Paper No.74)*.
- 坂田正三. 2003. 「ベトナムのコメ流通：流通構造からみたドイモイの再評価」高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』127-153. アジア経済研究所.
- . 2006. 「2006～2010年の経済発展の方向性」坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略』53-73. アジア経済研究所.
- 桜井由躬雄. 1995. 「紅河デルタ村落研究報告：東南アジア地域辺境としての人口稠密地帯」『百穀社通信』1: 1-25.
- 高田洋子. 2009. 『メコンデルタ：フランス植民地時代の記憶』新宿書房.
- 竹内郁雄. 1997. 「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』38(8): 2-20.
- TCTK (Tổng Cục Thống Kê, ベトナム統計総局). 2008. *Niên Giám Thống Kê 2007* (2007年度統計年鑑). Hà Nội: Nhà Xuất Bản Thống Kê.
- トラン・ヴァン・トゥ. 2003. 「ベトナム：ドイモイの成果と課題」渡辺利夫編『アジア経済読本(第3版)』243-263. 東洋経済新報社.
- チュオン・ディン・トゥエン. 2009. 「ベトナムのWTOへの加盟と、ベトナムの社会経済の発展及び「越・日」関係に対する影響」早稲田大学ベトナム総合研究所編『WTOへの加盟後のベトナム経済と東アジアの分業 報告書』4-12. 早稲田大学ベトナム総合研究所.
- World Bank. 1993. *The East Asian miracle: economic growth and public policy*. New York: Oxford University Press.
- . 1995. *Viet Nam: Poverty assessment and strategy*. Washington, D.C: World Bank.
- . 1996. *From plan to market: World development report 1996*. New York: Oxford University Press.
- WTO (World Trade Organization). 2003. *WT/ACC/VNM/13/Add.2, New and Updated Notifications Pursuant to Article XVI:1 of the GATT 1994 and Article 25 of the Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (Period covered by the Notification: 2001-2002)*:

Working Party on the Accession of Viet Nam, 30 October 2003.

WTO. 2004. *WT/L/579, Doha Work Programme: Decision Adopted by the General Council on 1 August 2004.*

WTO. 2006a. *WT/ACC/SPEC/VNM/3/Rev.7, ACCESSION OF VIET NAM: Domestic Support and Export Subsidies in the Agricultural Sector (Revision 7): Working Party on the Accession of Viet Nam, 2 August 2006.*

WTO. 2006b. *WT/ACC/VNM/48, Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam : Working Party on the Accession of Viet Nam, 27 October 2006.*

WTO. 2006c. *WT/ACC/VNM/48/Add.1, Report of the Working Party on the Accession of Viet Nam. Addendum Schedule CLX-Viet Nam: Working Party on the Accession of Viet Nam, 27 October 2006.*

## Vietnam's Agricultural Reforms in Preparation for WTO Accession: Socialist Ideology in Globalization

OKAE Takashi

### Keywords

Vietnam, transition economy, agricultural policy, less favoured area, ethnic minority

### Abstract

After many years of negotiation over its accession, Vietnam was eventually admitted to the World Trade Organization (WTO) in November 2006. During that period, Vietnam had to undertake drastic reforms to conform to WTO rules. Does this mean that Vietnam has now abandoned its socialist ideology by conforming to the WTO's policy of economic globalization? In order to answer this question, the author of this article analyzes Vietnam's agricultural policy reforms in preparation for WTO accession.

In seeking conformity, Vietnam had to avoid the use of non-tariff measures, such as import quotas, and was forced to make such "WTO-plus" commitments as avoiding all forms of export subsidies prior to accession. Vietnam has also accepted the designation of a "non-market economy" for up to 12 years after accession, or until it is able to meet the economic criteria to be designated a "market economy."

Nevertheless, Vietnam succeed in protecting sensitive agricultural products, like the

sugar cane and tobacco grown in less favoured areas inhabited by the poor and ethnic minorities. While Vietnam had to eliminate import restrictions on these products, it was permitted to introduce a tariff rate quota mechanism instead. Finally, rice being Vietnam's staple food and an important export product, permission was granted to maintain high import tariffs and a state-trading export system for food security purposes.

The author concludes that Vietnam never ignored the kind of social equity vital to a "socialist-oriented market economy," the official definition of its current economic system.

(連絡先：takashi.c.okae@gmail.com)